

## 平成28年年次報告書の概要

### 1 本報告書の趣旨及び対象期間

- 本報告書は、審査会規程第22条第1項において、審査会は毎年1回調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、会長から議長に提出するものと規定されていることに基づくものである。
- 本報告書の対象期間は、平成28年1月1日から平成29年4月30日までの間とする。

### 2 審査会の任務・権限等

#### (1) 審査会の組織 (略)

#### (2) 審査会の任務・権限等 (略)

### 3 審査会の活動経過等

#### (1) 活動経過の概要

- 対象期間中に審査会を12回開会し、うち調査は8回行った（金田国務大臣に対する2回の質疑を含む。）。
- 平成29年2月17日、委員会又は調査会が特定秘密の提供を受ける場合の保全措置の整備の検討について、中曽根弘文会長から山本順三参議院議院運営委員長に申入れを行った。

#### (2) 調査の経過及び結果

##### ①調査の概要

- 政府の年次報告（平成28年4月）及び内閣府独立公文書管理監報告（平成27年12月）を踏まえ、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について調査を行った。
  - ・ 政府の年次報告について、岩城国務大臣から概要説明を聴取した後、内閣官房から補足説明を聴取し、質疑を行った。
  - ・ 内閣府独立公文書管理監報告について、同管理監から概要説明を聴取し、質疑を行った。
  - ・ 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、特定秘密を指定している11の行政機関から、適性評価の実施状況について、適性評価のみを実施した9の行政機関から、それぞれ概要説明を聴取した。
- ※ 特定秘密指定書を抽出しての調査も検討していたが、下記のサードパーティールール適用がある特定秘密の提供に関する国会答弁と特定秘密保護法施行後の運用の整合性についての調査に時間を要したことから、本報告書の対象期間内に特定秘密指定書を抽出しての調査のための審査会を開会するに至らなかった。

- 本審査会の平成27年年次報告書における指摘事項のうち「非公知性の定義の更なる明確化・統一的な運用」について調査を行った。
  - ・ 内閣官房から、非公知性の定義、統一的な運用について説明を聴取し、質疑を行った。
  - ・ 内閣官房から、本審査会において説明した定義及び運用は各行政機関とも同じ理解であり、相談事項の解決策などを各行政機関と共有することで、統一的な運用を確保していく旨の認識が示された。
- 本審査会の平成27年年次報告書における指摘事項のうち「サードパーティールール適用基準の明確化・統一的な運用」について調査を行った。
  - ・ 金田国務大臣、盛山内閣府副大臣、内閣官房及び警察庁から、サードパーティールールの定義、適用基準、過去の国会答弁との整合性、統一的な運用等について説明を聴取し、質疑を行った（金田国務大臣に対する2回の質疑を含む）。
  - ・ 内閣官房から、サードパーティールールの適用がある特定秘密についても、提供元の承諾を得た場合には保護措置の講じられた国会に提供し、できる限り審査会への説明を尽くしていくと政府内で対応を統一した旨の認識が示された。
- ※ サードパーティールールの適用がある特定秘密の国会への提供に関する政府の対応について、特定秘密保護法案審査時等の国会答弁と同法施行後の運用や本審査会での説明との間で整合がとれていないのではないかとの指摘が一部の委員からあった。この指摘を受け、公開の場における過去の答弁とその後の政府の対応の整合性を確認するため、公開の審査会において金田国務大臣に対し質疑を行う方向で一致していたが、秘密保全と個々の委員の発言権の保障に配慮した質疑の在り方について合意に至ることができず、本報告書の対象期間内に開会するに至らなかった。

②調査の経過（略）

③主な指摘事項等

- 本審査会における議論を踏まえ、次の点について、政府の適切な対応が必要であるとの考えを示した。
  - ・ 特定秘密保護法に基づく他の行政機関等への特定秘密、特にサードパーティールールの適用がある特定秘密の提供に関し、実情を把握した上で、必要に応じて提供に関する統一的な手続について検討すること。

(3) 審査の経過及び結果

審査は行われなかった。

(4) 特定秘密の提出・提示の要求

(5) 勧告

いずれも行われなかった。